

# シンガポール知的財産法への招待 ～日本法との比較の視点から～

弁護士 木村 剛大

## 抄録

法人税率17%、カジノを含む統合型リゾートの導入など東京23区と同程度の面積しかない小国ながら経済政策によって成長を続けるシンガポール。そのシンガポールがアジアのIPハブを目指していることをご存知だろうか。本稿では日本法弁護士の視点から今後も重要性を増すとされるシンガポール知的財産法の全体像と特徴的な制度について紹介したい。

## 1. はじめに

### (1) アジアのIPハブを目指すシンガポール

2013年4月にIP運営委員会により公表されたIPハブ・マスタープランでは、シンガポールを①IP取引・管理のハブ、②IP出願のハブ、③IP紛争解決のハブにするという3つの戦略が掲げられている<sup>1)</sup>。より具体的には、①としてインセンティブ・スキーム導入によるIP仲介業者の誘致、価格の透明性あるIPオークションの促進、著作権のライセンス取得を容易にするワンストップでのライセンス・プラットフォームの確立などが含まれている。②としては質が高く、スピーディで、費用の安い特許調査・審査チームの設置、他国のIPオフィスとの国際的ネットワークの構築、国際企業の需要に応えられる弁理士の充実。そして③は、シンガポール知的財産裁判所の強化、IPを専門とする仲裁人パネルの拡充といった内容である。

### (2) シンガポール知的財産法の特徴と全体像

シンガポール知的財産法の特徴は、一言でいえば、法的安定性を重視するモデルをとっており、応用美術に関する著作権行使の制限、発明報奨制度の不存在など日本法弁護

士の視点からは大胆と思われる制度も多い。日本とシンガポールの知的財産法の全体像を比較すると概ね次頁の表1のとおりである。もっとも、保護の要件、範囲については相違があり、厳密に対応するわけではない。

## 2. パッシングオフ

### (1) 保護の要件

未登録商標の保護として、不法行為の一類型であるコンロー上のパッシングオフがある。パッシングオフの成立には、「クラシカル・トリニティ」(classical trinity)と呼ばれる3要件、すなわち、①グッドウィル (goodwill)、②不実表示 (misrepresentation)、③グッドウィルへの損害 (damage) が必要になる<sup>2)</sup>。

#### ア ①グッドウィル

「グッドウィル」には2つの本質的特徴があるとされ、ひとつは、原告の表示、名前、ラベルなどが特定の出所に適用されることによる商品、サービス、営業との結びつき、もうひとつは、その結びつきに存在する顧客吸引力である<sup>3)</sup>。「グッドウィル」と「評判」(reputation)は区別されている<sup>4)</sup>。

1) IP Steering Committee, Intellectual Property (IP) Hub Master Plan, April 2013.

2) Lifestyle 1.99 Pte Ltd v S\$1.99 Pte Ltd [2000] 1 SLR (R) 687 at [17] (CA)、The Singapore Professional Golfers' Association v Chen Eng Waye [2013] 2 SLR 495 at [20] (CA)。なお、「営業上の信用」という用語が不競法2条1項14号において使用されているため、これと区別する趣旨で本稿では「goodwill」の訳として「グッドウィル」という訳語を選択した。

3) Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [39] (CA)。

4) CDL Hotels International Ltd v Pontiac Marina Pte Ltd [1998] 2 SLR 550 at [46] (CA)。

表1 知的財産法の全体像比較

	日本	シンガポール
登録商標の保護	商標法	商標法 <sup>5)</sup>
未登録周知商標の保護	不正競争防止法 (以下「不競法」という) 2条1項1号	商標法 (シンガポールにおいて周知な商標)、 コモンロー上のパッシングオフ <sup>6)</sup>
未登録著名商標の保護	不競法2条1項2号	商標法 (公衆全体に周知な商標)
商品・サービスの品質誤認惹起行為からの保護	不競法2条1項13号	パッシングオフ
地理的表示の保護	商標法	地理的表示法 <sup>7)</sup>
発明の保護	特許法	特許法 <sup>8)</sup>
小発明の保護	実用新案法	制定法、コモンローともになし
営業秘密の侵害行為からの保護	不競法2条1項4号-9号	制定法なし。コモンロー上の秘密保持違反
植物品種の保護	種苗法	植物品種保護法 <sup>9)</sup>
電子回路の保護	半導体回路配置保護法	電子回路レイアウトデザイン法 <sup>10)</sup>
信用毀損行為からの保護	不競法2条1項14号	根拠なき威嚇、コモンロー上の悪意による虚偽告知、 名誉毀損
商品形態模倣行為からの保護	不競法2条1項3号	制定法、コモンローともになし
意匠の保護	意匠法	登録意匠法 <sup>11)</sup>
創作的表現の保護	著作権法	著作権法 <sup>12)</sup>

「グッドウィル」はシンガポールでの営業との関連においてのみ発生しうる。他方、シンガポールで営業を行っていないければ他国で有名であったとしても「評判」を有しているにとどまり、「グッドウィル」を有しているとはいえない<sup>13)</sup>。そのため、シンガポールで営業を行っていない場合にはパッシングオフではなく、周知商標 (商標法55条) に基づく保護を検討することになる<sup>14)</sup>。

グッドウィルが付着しうる対象は幅広く、識別力ある表示 (distinctive mark) だけでなく、記述的表示 (descriptive mark) も保護されうる。ただし、記述的表示にグッドウィルが存在することの立証にはセカンダリーミーニング、つまり、表示の使用により識別力を獲得したことを立証しな

ければならず、立証の難易度は高くなる<sup>15)</sup>。また、文字による表示だけではなく、識別力を有するパッケージデザインなどにもグッドウィルは付着しうる<sup>16)</sup>。もっとも、原告はパッケージデザインが原告の営業との関連で周知であることを立証しなければならない<sup>17)</sup>。また、商品形態が機能を有しているときにも立証が難しくなる<sup>18)</sup>。

パッシングオフの成立には、問題となる被告の行為の時点でグッドウィルを有していることが必要である<sup>19)</sup>。

## イ ②不実表示

不実表示については、「欺まん」(deception) が重要な概念となる<sup>20)</sup>。「欺まん」とは不実表示と混同を総称した概念

5) Trade Marks Act (Cap. 332)。「Cap.」は「Chapter」の略。なお、シンガポールの法令はSingapore Statute Onlineにて無料で参照できる。

6) シンガポールの法体系は英国法ベースのコモンローである。シンガポールでは英国、米国などの他のコモンロー体系の国の条文をそのまま又はほぼ同じ文で自国の法律に移植していることがある。そのため、米国の条文を取り入れている条文を解釈するには米国の判例が参照される。

7) Geographical Indications Act (Cap. 117B)。

8) Patents Act (Cap. 221)。

9) Plant Varieties Protection Act (Cap. 232A)。2014年7月30日に改正法が施行された。

10) Layout-Designs of Integrated Circuits Act (Cap. 159A)。

11) Registered Designs Act (Cap. 266)。

12) Copyright Act (Cap. 63)。

13) シンガポールにおいて営業自体を行っていないものの、その前段階の活動を行っている場合にパッシングオフによる保護が認められるのか、という文脈で問題が顕在化する。

14) 商標法55条 (1) (b)。Susanna Leong, Intellectual Property Law of Singapore (Academy Publishing, 2013) at [35.055] 参照。

15) Lifestyle 1.99 Pte Ltd v S\$1.99 Pte Ltd [2000] 1 SLR (R) 687 at [27] (CA)、Tan Tee Jim, SC, Law of Trade Marks and Passing Off in Singapore (Sweet & Maxwell, 2nd Ed, 2005) at p 341。記述的表示が問題となったものとして、Lifestyle 1.99 Pte Ltd v S\$1.99 Pte Ltd [2000] 1 SLR (R) 687 at [29] (CA)、Super Coffeemix Manufacturing Ltd v Unico Trading Pte Ltd [2000] 2 SLR (R) 214 at [61] (CA)、Nippon Paint (Singapore) Co Pte Ltd v ICI Paints (Singapore) Pte Ltd [2000] 2 SLR (R) 214 at [25] (HC)。

16) 様々な種類の識別力を有しうる表示を総称する用語として「ゲットアップ」(get up) という用語がある。Tong Guan Food Products Pte Ltd v Hoe Huat Hng Foodstuff Pte Ltd [1991] 1 SLR (R) 903 at [7] (CA) は、ゲットアップを一切の商品又はサービス自体に対する「むらのある付加物」(any capricious addition to the product or service itself) と定義する。

17) Tong Guan Food Products Pte Ltd v Hoe Huat Hng Foodstuff Pte Ltd [1991] 1 SLR (R) 903 at [10] (CA)。

18) George Wei, Industrial Design Law in Singapore (Academy Publishing, 2012) at [4.16]。

19) 前掲・Susanna Leong at [35.075]。

20) Nation Fittings (M) Sdn Bhd v Oystertec Plc [2006] 1 SLR (R) 712 at [161] (HC)。

であるため、結局のところ、混同のおそれのある不実表示が要件になる<sup>21)</sup>。

#### (a) 不実表示の態様

大きく分けて、①出所に関する不実表示、②品質に関する不実表示と分類されることが多い<sup>22)</sup>。

品質に関する不実表示は日本の不競法2条1項13号に似た守備範囲になる。

#### (b) 主観的要件

不実表示は意図的である必要はない<sup>23)</sup>。しかし、欺まん  
の意図が立証できれば混同を立証する原告の負担が減じら  
れる<sup>24)</sup>。

#### (c) 逆パッシングオフ

通常のパッシングオフが「被告」の商品が「原告」のもの  
と不実表示するのに対し、逆パッシングオフ (inverse  
passing off) は「原告」の商品が「被告」のもの  
と不実表示する形態をいい、このような形態の不実表示でもパッシ  
ングオフが成立する<sup>25)</sup>。

### ウ ③グッドウィルへの損害

不実表示の結果として原告のグッドウィルに損害が発生  
する又はそのおそれがあることが必要である。ここでの損  
害項目についてはコモンロー上必ずしも確立していないもの  
の、グッドウィルの不鮮明化 (blurring of goodwill)、  
グッドウィルの汚染化 (tarnishment of goodwill) は確立  
されている<sup>26)</sup>。不鮮明化は、原告のゲットアップが、原告  
の商品、サービス、営業を表示する以外に、被告の商品、  
サービス、営業を表示するようになる場合に起きる<sup>27)</sup>。また、  
汚染化は、被告の営業、商品、サービスの品質が原告  
のものよりも悪いものであったり、卑猥な使用のように望  
ましくない性格を有していたりする場合に起きる<sup>28)</sup>。

### (2) 存続期間

シンガポールで営業を行っておりグッドウィルが継続す

る限り、期間の限定なく保護される<sup>29)</sup>。他方、営業を放棄  
すればグッドウィルも消滅する。しかし、単なる不使用だ  
けでは十分ではなく、営業放棄の意図が立証されなければ  
ならない<sup>30)</sup>。

## 3. 商標法

パッシングオフによる保護はシンガポールにおける営業  
にグッドウィルが存在することを立証しなければならず、  
立証の負担が大きい。そのため、より簡便に権利行使を実  
現するためには商標登録を行っておくことが望ましい。な  
お、シンガポール商標法は登録商標の保護に加えて、未登  
録商標も保護対象としている。

日本の商標法による保護の他、不競法2条1項1号及び  
同2号の保護もシンガポール商標法に組み込まれていると  
いうイメージである。

### (1) 登録要件

商標として登録するためには、①商標使用の誠実な意  
図、②「商標」であること、③絶対的拒絶理由に該当しな  
いこと、④相対的拒絶理由に該当しないことという4つの  
要件をみとす必要がある<sup>31)</sup>。

#### ア ①商標使用の誠実な意図

商標出願には、(i) 商標が取引に使用されていること又  
は(ii) 商標を使用する誠実な意図を有することを示す必  
要がある<sup>32)</sup>。

#### イ ②「商標」であること

「商標」は、「写實的に表現でき、かつ、ある者が業とし  
て取り扱い又は提供する商品又はサービスとその他の者が  
取り扱い又は提供する商品又はサービスを識別すること

21) Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [77] (CA)。なお、いわゆる購買前の混同 (initial interest confusion) はシンガポ  
ールでは採用されていない (Staywell Hospitality Group Pte Ltd v Starwood Hotels & Resorts Worldwide Inc [2014] 1 SLR 911 at [116] (CA))。

22) 前掲・Tan Tee Jim, SC at pp 370, 372。他方、前掲・Susanna Leong at [35.106] はこれらに加えて、原被告間のつながりに関する不実表示を  
あげている。これは出所に関する不実表示の一類型と整理することもできよう (Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore  
(Sweet & Maxwell, 2nd Ed, 2014) at [18.0.8] 参照)。

23) Saga Foodstuffs Manufacturing (Pte) Ltd v Best Food Pte Ltd [1994] 3 SLR (R) 1013 at [40] (HC)。

24) Saga Foodstuffs Manufacturing (Pte) Ltd v Best Food Pte Ltd [1994] 3 SLR (R) 1013 at [40] (HC)。

25) Tessensohn Denyse Bernadette v John Robert Powers School Inc [1994] 1 SLR (R) 470 at [25] (CA)。

26) Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [96] - [97] (CA)。なお、グッドウィルの「希釈化」(dilution) による損害という  
用語は避けるべきである。その理由は、希釈化からの保護を定める周知商標 (商標法55条) においては、混同を立証する必要がないのに対し、  
混同を要件とするパッシングオフにおいて同様の「希釈化」という用語を使用するのは紛らわしいとの理由である (Novelty Pte Ltd v  
Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [131] (CA))。

27) Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [97] (CA)。

28) Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [98] (CA)。

29) 前掲・George Wei, Industrial Design Law in Singapore at [4.10]。

30) 前掲・Susanna Leong at [35.022]。

31) 前掲・Susanna Leong at [28.003]。

32) 商標法5条 (2) (e)。

ができる一切の標章」と定義される<sup>33)</sup>。

2004年7月1日以前は視覚的に認識できる商標のみが登録できた。しかし、現在はこのような要件は外されたので、音などの視覚的に認識できない商標も登録可能である<sup>34)</sup>。

日本では平成26年商標法改正により色彩のみからなる商標、音の商標などの新しいタイプの商標が認められた。

### ウ ③絶対的拒絶理由に該当しないこと

- (a) 標章が「商標」の定義をみたさない場合に絶対的拒絶理由に該当する<sup>35)</sup>。
- (b) 標章が「商標」の定義に該当する場合であっても、識別力を欠く商標、記述的商標、普通名称化した商標は絶対的拒絶理由に該当する<sup>36)</sup>。
- (c) ただし、上記 (b) の絶対的拒絶理由に該当する場合でも、使用により現実に識別力を獲得していれば登録可能となる<sup>37)</sup>。

### エ ④相対的拒絶理由に該当しないこと

既存商標又は既存権利との抵触がある場合には商標登録することができない。

#### (a) 既存商標との抵触<sup>38)</sup>

既存商標との抵触については商標権侵害の規定と対応するため、商標権侵害の箇所後述する（対応関係については表3参照）。

#### (b) 既存権利との抵触

商標の使用がパッシングオフの対象になったり、著作権侵害、登録意匠権侵害になったりする場合には、商標登録することができない<sup>39)</sup>。

## (2) 商標権侵害

### ア 保護のカテゴリー

登録商標は以下の表2に記載の範囲で保護される<sup>40)</sup>。

表2 登録商標の保護範囲

27条 (1)	2要件：(a) 被告により使用される商標が原告の登録商標と同一 (b) 被告の商品又はサービスが原告の登録商標の商品又はサービスと同一
27条 (2) (a)	3要件：(a) 被告により使用される商標が原告の登録商標と同一 (b) 被告の商品又はサービスが原告の登録商標の商品又はサービスと類似 (c) 公衆の一部において混同のおそれがある
27条 (2) (b)	3要件：(a) 被告により使用される商標が原告の登録商標と類似 (b) 被告の商品又はサービスが原告の登録商標の商品又はサービスと同一又は類似 (c) 公衆の一部において混同のおそれがある
27条 (3)	5要件：(a) 原告の登録商標がシンガポールにおいて周知である (b) 被告により使用される商標が原告の登録商標と同一又は類似 (c) 被告の商品又はサービスが原告の登録商標の商品又はサービスと類似でない (d) 被告による商標の使用が被告の商品又はサービスと関連性を示し、公衆に混同のおそれがある (e) 被告の使用により原告の利益が害されるおそれがある

表3 既存商標との抵触と商標権侵害の比較

保護範囲	既存商標との抵触	商標権侵害
同一商標+同一商品	8条 (1)	27条 (1)
類似商標+類似商品+混同のおそれ	8条 (2)	27条 (2)
登録周知商標+商品非類似+混同のおそれ	8条 (3)	27条 (3)
周知商標+商品非類似+混同のおそれ	8条 (4) (b) (i)	55条 (3) (a)
公衆全体に周知商標+希釈化	8条 (4) (b) (ii) (A)	55条 (3) (b) (i)
公衆全体に周知商標+フリーライド	8条 (4) (b) (ii) (B)	55条 (3) (b) (ii)

33) 商標法2条 (1)。

34) なお、においの商標 (scent mark) も理論的には登録可能である。ただし、現在の技術では写実的に表現することが難しいとされる (IPOS, Trade Marks Work Manual (2012) 13頁参照)。

35) 商標法7条 (1) (a)。

36) 商標法7条 (1) (b)、同 (c)、同 (d)。商標法7条 (1) (b) 及び同 (c) に該当するとされた事例として、Love & Co Pte Ltd v The Carat Club Pte Ltd [2009] 1 SLR (R) 561 (HC) (宝石類に「LOVE」という文字商標)。

37) 商標法7条 (2)。

38) 商標法8条。

39) 商標法8条 (7)。

40) 商標法27条。Ng-Loy Wee Loon, Case Note The Conundrum of "Trade Mark Use" City Chain Stores (S) Pte Ltd v Louis Vuitton Malletier [2010] 1 SLR 382, (2011) 23 SAcLJ 640-652 at [7] による整理に従った。

## イ 商標の類似性

商標の類似性は、平均的需要者を主体として、外観、称呼、観念を比較することにより判断される<sup>41)</sup>。比較は、商標を隣において詳細に比較する対比的観察 (side by side comparison) ではなく、平均的需要者が時と場所を異にして抱く商標の本質的特徴による一般的な印象を比較する離隔的観察 (imperfect recollection) によって行われる<sup>42)</sup>。

シンガポールでは商標の類似性は、混同のおそれとは別個の要件であり、混同のおそれを判断するためのひとつの要素と理解されている<sup>43)</sup>。

日本では混同のおそれの位置づけについて、商標の類似を判断する根拠となる外観、称呼、観念を総合的に判断するに当たっての指標として位置づける見解がある<sup>44)</sup>。

## ウ 商品又はサービスの類似性

商品又はサービスの類似性の判断には、商品又はサービスの使用者、物理的な性格、流通経路などの要素が考慮される<sup>45)</sup>。

## エ 商標としての使用

被告の商標の使用が性質上、出所に関連するものでなければならぬ<sup>46)</sup>。27条に規定されている要件に加えて、被告の商標の使用が「商標としての使用」(trade mark use) であることが求められる<sup>47)</sup>。

## オ 混同のおそれ

商標の類似性、商品・サービスの類似性がみたまされた場合でも、さらに混同のおそれを立証する必要がある<sup>48)</sup>。商

品の密接関連性、商標により与えられる印象、離隔的観察の可能性、公衆が商品と同じ又は経済的に関連した出所に由来すると信じるリスクなどの幅広い取引の実情が混同のおそれを判断するために考慮される<sup>49)</sup>。なお、パッシングオフの不実表示による混同のおそれは、すべての周辺事情を考慮して判断されるのに対し、商標権侵害の場合はあくまで商標及び商品・サービスの類似性から混同のおそれがあることが必要である点で相違する<sup>50)</sup>。

## (3) 存続期間

商標権の存続期間は、出願日から10年間である<sup>51)</sup>。その後は、10年毎に更新することができる<sup>52)</sup>。

## (4) 周知商標の保護

商標法は、周知商標 (well known trade mark) を保護対象としており、登録商標でも未登録商標でも周知商標として保護される<sup>53)</sup>。

## ア 周知性の判断要素

周知性の判断要素として、(a) シンガポールの関連分野における公衆による当該商標の認知度、(b) 商標の使用及び宣伝活動の期間、規模、地理的範囲、(c) 使用状況又は認知状況を示すものとしての商標登録又は出願の継続期間、規模、地理的範囲、(d) 商標に関する権利行使の記録及び商標が管轄当局により周知と認識されている程度、(e) 商標に関連する価値などの事情が考慮される<sup>54)</sup>。

41) Hai Tong Co (Pte) Ltd v Ventree Singapore Pte Ltd [2013] 2 SLR 941 at [40] (CA)。

42) Hai Tong Co (Pte) Ltd v Ventree Singapore Pte Ltd [2013] 2 SLR 941 at [62] (CA)。

43) Intuition Publishing Ltd v Intuition Consulting Pte Ltd [2012] SGHC 149 at [77] は、商標が類似で、商品・サービスが類似でも、自動的に混同が生じるわけではないと述べる。Doctor's Associates Inc v Lim Eng Wah (trading as SUBWAY NICHE) [2012] 3 SLR 193 (HC) においては、商標及び商品の類似性を認定したものの、消費者へのサンドウィッチの販売、ディスプレイ、渡し方などが異なり、混同のおそれの立証がないとして裁判所は原告の請求を棄却した。

44) 牧野利秋「商標の類否判断の要件事実」パテント62巻13号(2009)66頁、75頁参照。

45) Sarika Connoisseur Cafe Pte Ltd v Ferrero SpA [2013] 1 SLR 531 at [49] (CA)。

46) City Chain Stores (S) Pte Ltd v Louis Vuitton Malletier [2010] 1 SLR 382 at [36], [38] (CA) (時計盤への単なる装飾目的の使用は「商標としての使用」に該当しない)。

47) もっとも、実際に影響を及ぼすのは27条(1)に基づく請求をする場合のみであろうという指摘がある(前掲・Ng-Loy Wee Loon, Case Note The Conundrum of "Trade Mark Use" City Chain Stores (S) Pte Ltd v Louis Vuitton Malletier [2010] 1 SLR 382 at [8] は、理由として、混同のおそれを要件としている27条(2)(a)、27条(2)(b)、27条(3)については、不可能ではないにせよ、被告の使用が出所に関連した使用でないと混同のおそれの立証が極めて困難であることをあげる)。

48) Polo/Lauren Co, LP v Shop In Department Store Pte Ltd [2006] 2 SLR (R) 690 at [25] (CA)。

49) Polo/Lauren Co, LP v Shop In Department Store Pte Ltd [2006] 2 SLR (R) 690 at [28] (CA)。

50) Polo/Lauren Co, LP v Shop In Department Store Pte Ltd [2006] 2 SLR (R) 690 at [33] (CA)。

51) 商標法18条(1)、15条(2)。

52) 商標法18条(2)。

53) 商標法2条(1)。

54) 商標法2条(7)。なお、このリストは排他的なものではなく、その他の事情も考慮しうる。Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [137] (CA)。

## イ パッシングオフとの違い

周知商標による保護はシンガポールで営業を行っていない場合にも保護されるという点でパッシングオフと相違する<sup>55)</sup>。周知商標と異なり、パッシングオフを使うためにはシンガポールで営業が行われている必要がある。

日本の不競法2条1項1号(周知表示の保護)では日本国内で周知であれば日本での営業がなくても、また、現実に表示が使用されていなくても周知性は認められる<sup>56)</sup>。

## ウ 混同のおそれの要否

周知商標は、(a) 特定の分野で周知な商標 (well known in Singapore) と (b) 公衆全体に周知な商標 (well known to the public at large in Singapore) の2つに分かれ、(a) については混同のおそれが要件として必要とされる。

### (a) 特定の分野で周知

特定の分野で周知な商標の権利者は、第三者が、同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又はサービスと関連して使用し、その使用に混同のおそれがある場合に、差止めを請求することができる<sup>57)</sup>。

また、特定の分野で周知な商標の権利者は、第三者が、同一又は類似の商標を一切の商品又はサービスに使用し、それらの商品・サービスと権利者との関連性を示す場合で、かつ、権利者の利益に損害を与えるおそれがあるときには差止めを請求することができる<sup>58)</sup>。「商品・サービスと権利者との関連性」は、混同のおそれを意味すると解されている<sup>59)</sup>。

日本の不競法2条1項1号(周知表示の保護)に対応する規定である。

### (b) 公衆全体に周知

公衆全体に周知な商標の権利者は、第三者が、同一又は

類似の商標を一切の商品又はサービスに使用する行為を差止めることができる<sup>60)</sup>。希釈化からの保護が可能となり、混同のおそれの立証は不要となる<sup>61)</sup>。

日本の不競法2条1項2号(著名表示の保護)に対応する規定である。

## エ 損害のタイプ

公衆全体に周知な商標は次の3タイプの損害から保護される。

### (a) 不鮮明化による希釈<sup>62)</sup>

不鮮明化による希釈は、ゆっくりと時を経て発生する商標のなぶり殺し (death by a thousand cuts) のプロセスと説明される<sup>63)</sup>。より端的には、「1商標、1商品」が「1商標、2商品」の結びつきに変化するプロセスのことを意味する。

### (b) 汚染化による希釈<sup>64)</sup>

汚染化による希釈は、不道徳又は卑猥な商品への無断使用などにより周知商標に関する公衆の評価を減ずる態様による希釈をいう<sup>65)</sup>。

### (c) 不当利益の取得<sup>66)</sup>

不当利益の取得 (taking unfair advantage) は、「フリーライド」と呼ばれることもある類型である<sup>67)</sup>。何が「利益」かについては、先行商標の名声を被告の商品又はサービスに移転させることと説明される<sup>68)</sup>。「検討されるべきは公衆が後行商標と先行商標とを関連させることで被告が商品又はサービスのよりよい売上を得ようかどうかである」と指摘される<sup>69)</sup>。なお、希釈化と不当利益の取得との違いは、前者が先行商標にネガティブな影響を与えるのに対し、後者は先行商標の評判からポジティブな利益を奪うと説明される<sup>70)</sup>。

55) 商標法2条(1)。Mobil Petroleum Co Inc v Hyundai Mobis [2010] 1 SLR 512 at [23] (CA)。

56) 小野昌延編『新・注解 不正競争防止法(第3版)(上巻)』(青林書院、2012年) 271頁〔芹田幸子=三山峻司〕。

57) 商標法55条(2)。

58) 商標法55条(3)(a)。

59) Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [233] (CA)。

60) 商標法55条(3)(b)。

61) 商標法2条(1)は「希釈化」を「商標の有する商品又はサービスの識別力を減じること」と定義している。また、Novelty Pte Ltd v Amanresorts Ltd [2009] 3 SLR (R) 216 at [225] (CA)は、「希釈化」には不鮮明化による希釈 (dilution by blurring) と汚染化による希釈 (dilution by tarnishing) が含まれると判示している。

62) 商標法55条(3)(b)(i)。なお、混同のおそれを要件としない商標法55条(3)(b)(i)に基づく請求と混同のおそれを要件とする商標法55条(2)などの商標権侵害に基づく請求は相互に排除しあうものではなく、権利者は双方の請求を主張することができる。Sarika Connoisseur Cafe Pte Ltd v Ferrero SpA [2013] 1 SLR 531 at [88] (CA) (被告による飲料に対する「NUTELLO」の使用が原告のチョコレートクリームブレッドに対する「NUTELLA」の識別力を不鮮明化するとされた)。

63) Sarika Connoisseur Cafe Pte Ltd v Ferrero SpA [2013] 1 SLR 531 at [92] (CA)。

64) 商標法55条(3)(b)(i)。

65) Ng-Loy Wee Loon, The Sense and Sensibility in the Anti-Dilution Right, (2012) 24 SAclJ 927 at [52] - [53]。

66) 商標法55条(3)(b)(ii)。

67) Ferrero SpA v Sarika Connoisseur Cafe Pte Ltd [2011] SGHC 176 at [180]。

68) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, The Sense and Sensibility in the Anti-Dilution Right at [76]。

69) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, The Sense and Sensibility in the Anti-Dilution Right at [76]。

70) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [21.5.52]。

## 4. 著作権法

### (1) 著作物の要件

著作権発生要件として、①著作権法に規定する著作物になりうる作品カテゴリーへの該当性、②シンガポールとの連結要素、③創作性、④固定性と整理される<sup>71)</sup>。

#### ア ①著作物になりうる作品カテゴリー

著作物になりうる作品カテゴリーは、言語作品 (literary works)、演劇作品 (dramatic works)、音楽作品 (musical works)、美術作品 (artistic works) の4つであり、これらは限定列举である<sup>72)</sup>。そのため、これらのカテゴリーに該当しない作品は著作物になりえない。なお、日本の著作権隣接権に相当する企業家権 (entrepreneurial rights) と対比して創作性ある言語作品、演劇作品、音楽作品、美術作品は「著作者作品」(author's works) と呼ばれることがある<sup>73)</sup>。

日本の著作権法10条1項は著作物を例示列举したものである。そのため、香気などの例示されていない種類の著作物が認められる可能性も理論的には否定されない<sup>74)</sup>。

言語作品には、編集物及びコンピュータプログラムを含むことが規定されている<sup>75)</sup>。

美術作品は以下のとおり3つの種類、すなわち、(a) 作品の芸術性を問わず、絵画、彫刻、線画、版画、写真、(b) 建築物又は模型の芸術性を問わず、建築物又は建築物の模型、(c) (a) 及び (b) がいずれも適用されない美術工芸品 (a work of artistic craftsmanship) に分けて定義されている<sup>76)</sup>。

日本でいう「美術の著作物」、「写真の著作物」、「建築の著作物」を含む規定と理解してよい。なお、この規定は例示ではなく限定規定であると解されている<sup>77)</sup>。

美術工芸品に該当するためには、①工芸品であること、②芸術性を有することという2つの要件をみたす必要があ

る<sup>78)</sup>。具体例としては、ファッションデザイナーによるオートクチュール、職人による手編みのカーペットや織物、タペストリー、刺しゅう、装飾、家具、コスチューム、人工装具、映画のセットがあげられる<sup>79)</sup>。

シンガポール著作権法における「美術工芸品」は、芸術性を有することが必要と解されており、少なくとも理論上は芸術性までは要求されない日本法の「美術工芸品」(2条2項)とは異なる。

#### イ ②連結要素

著作権が発生するためには、著作者による作品とシンガポールとの間に連結要素 (connecting factors) が必要になる。連結要素は人的基準と地理的基準に分けられる<sup>80)</sup>。また、作品が未発行の場合と発行済みの場合に分けて規定されている。

##### (a) 未発行の場合

著作者が創作時に「適格者」(qualified person)、つまり、シンガポール国民かシンガポール居住者である場合には連結要素が認められる<sup>81)</sup>。また、条約加盟国の国民、居住者であっても「適格者」であると認められる<sup>82)</sup>。

##### (b) 発行済みの場合

著作者が発行時又は死亡時のいずれかはやい時点で「適格者」である場合に連結要素が認められる<sup>83)</sup>。

シンガポールで最初に作品が発行された場合にも連結要素が認められる<sup>84)</sup>。また、シンガポールで最初に作品が発行されなかった場合でも、条約加盟国で発行された場合には連結要素が認められる<sup>85)</sup>。

#### ウ ③創作性

著作権は、創作性ある言語作品、演劇作品、音楽作品、美術作品に発生する<sup>86)</sup>。そのため、著作権の発生には創作性 (originality) をみたすことが必要である。創作性をみ

71) 著作権法7条(1)。前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [6.3.1] - [6.3.2]。

72) 前掲・Susanna Leong at [05.001]。

73) 前掲・George Wei, Industrial Design Law in Singapore at [3.8]。なお、企業家権の対象としては、録音 (sound recordings)、映画フィルム (cinematograph films)、放送 (broadcasts)、ケーブルプログラム (cable programmes)、版面 (published editions) がある。

74) 麻生典「香気の著作権法による保護」『第7回著作権・著作隣接権論文集』(著作権情報センター、2010年)1頁、19頁参照。

75) 著作権法7A条。

76) 著作権法7条(1)。

77) 前掲・Susanna Leong at [04.078]。

78) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [6.1.33] は、これらの要件の範囲は不明確であると指摘する。

79) 前掲・Susanna Leong at [04.123]。

80) 前掲・Susanna Leong at [03.015]。

81) 著作権法27条(1)。著作権法27条(4)が「適格者」を定義している。

82) Rg 2 of the Copyright (International Protection) Regulations (Cap 63, Rg 2, 2002 Rev Ed)。「条約加盟国」とは、ベルヌ条約又はWTO加盟国(日本を含む)を意味する(Rg 2(1) of the Copyright (International Protection) Regulations (Cap 63, Rg 2, 2002 Rev Ed))。

83) 著作権法27条(2)(e)。

84) 著作権法27条(2)(c)。

85) Rg 3(1)(a) of the Copyright (International Protection) Regulations (Cap 63, Rg 2, 2009 Rev Ed)。

86) 著作権法27条(1)。

たすためには、(a) 著作者により独立して作成されたこと、(b) 最小限の創造性 (creativity) を有することという2つの要件が必要とされる<sup>87)</sup>。著作者性と創作性は関連しており、創作性の検討に入る前に自然人の著作者が存在することを立証しなければならない<sup>88)</sup>。

#### 工 ④固定性 (reduction to material form)

著作権による保護を受けるためには、作品が書面その他の有形媒体に固定されることが必要である<sup>89)</sup>。たとえば、即興で行われたジャズセッションには著作権の保護が及ばない<sup>90)</sup>。

特徴的な点として、演劇作品のうちバレエなどの舞踏 (choreographic show)、パントマイムなどの無言劇 (dumb show) の場合には、求められる固定手段が書面によると限定されているので注意が必要である<sup>91)</sup>。たとえば、実演されるバレエをムービーで撮影しても、書面による固定ではないため、固定要件をみたさず、著作権の保護対象にならないという結果が生じる<sup>92)</sup>。

日本では著作物の要件として固定要件は不要である。有形媒体に固定されているかは立証の容易性の問題になる<sup>93)</sup>。

### (2) 保護範囲

作品の保護範囲は作品のカテゴリによって異なる<sup>94)</sup>。

#### ア 言語作品、演劇作品、音楽作品

著作権者は、(i) 有形的な作品の複製、(ii) 作品が未発行の場合の発行、(iii) 公衆への作品の上演、(iv) 公衆への作品の伝達 (放送、ケーブルプログラム、利用可能化の3つを含む)、(v) 作品の翻案、(vi) 翻案した作品に関する (i) から (v) に規定する行為をする排他的権利を有する<sup>95)</sup>。

シンガポールの複製権は、二次元の作品を三次元の形で複製することが権利範囲に含まれるなど日本の複製権よりも保護範囲は広く、日本の翻案権も一部含むと考えると分かりやすい。また、シンガポールの翻案権は作品の種類ごとに定義されている点で「その他翻案する権利を専有する」(27条)と規定する日本のように包括的なものではない<sup>96)</sup>。

#### イ 美術作品

著作権者は、(i) 有形的な作品の複製、(ii) 作品が未発行の場合の発行、(iii) 公衆への作品の伝達をする排他的権利を有する<sup>97)</sup>。

日本では著作者人格権の対象となっている公表権 (18条) は著作権の支分権のひとつの発行権として組み込まれている。また、日本法の展示権 (25条、原作品を公に展示する権利) に対応する支分権がシンガポールにはないため、原作品の所有者は屋外への恒常設置も可能である点にも留意する必要がある<sup>98)</sup>。

### (3) 著作権侵害

侵害の形態としては、①一次侵害 (primary infringement)、②許諾による一次侵害 (authorizing primary infringement)、③二次侵害 (secondary infringement) の3つのタイプがある。

#### ア ①一次侵害

著作権者の許諾なく「著作権を構成する行為」、つまり、支分権該当行為をシンガポールにおいて行うことが一次侵害に該当する<sup>99)</sup>。

依拠性 (causal connection) と実質的取り込み (substantial taking) が必要である。被告作品と原告作品

87) Asia Pacific Publishing Pte Ltd v Pioneer & Leaders (Publishers) Pte Ltd [2011] 4 SLR 381 at [38] (CA)。

88) Asia Pacific Publishing Pte Ltd v Pioneer & Leaders (Publishers) Pte Ltd [2011] 4 SLR 381 at [75] (CA) (競馬雑誌の表に関して原告が編集著作物であると主張した事案で、原告が自然人の著作者を特定できなかったことから、控訴裁判所は創作性ある作品と認めなかった)。

89) 著作権法16条(1)。なお、著作権法16条(1)は、言語作品、演劇作品、音楽作品について規定しており、美術作品を対象としていない。しかし、美術作品の定義から内在的に固定要件が必要と解されている (前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [6.3.20])。

90) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [6.3.16]。

91) 著作権法7条(1)。

92) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [6.1.17]。なお、前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [6.3.20]は、メイクアップについて固定要件をみたさないとした英国の判例をあげつつ、タトゥーは固定要件をみたすであろうが、ボディアートのように人間の肌を描かれ2週間程度で消えるものが固定要件をみたすかとの問いを提示している。

93) 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』(著作権情報センター、2013年)25頁。

94) 著作権法26条(1)。

95) 著作権法26条(1)(a)。

96) 著作権法7条(1)は、たとえば、言語作品の場合、翻訳、物語が専ら映像手段により提供されるバージョンなど作品の種類毎に限定的に定義している。

97) 著作権法26条(1)(b)。

98) 前掲・Susanna Leong at [08.127]。

99) 著作権法31条(1)、著作権法9条。



との間に実質的な類似性があり、かつ、被告が原告作品にアクセスしたことを示す場合、依拠性が推定される<sup>100)</sup>。実質的取り込みは、被告が使用した原告作品部分を把握し、その使用部分が実質的なものかを判断することになる<sup>101)</sup>。

## イ ②許諾による一次侵害

許諾者の利益のためか受諾者の利益のためかにかかわらず、第三者に対し、一次侵害行為を行うことを許諾する行為は、許諾による一次侵害を構成する<sup>102)</sup>。許諾による一次侵害が成立するためには、一次侵害が存在する必要がある<sup>103)</sup>。第三者が許諾者に支分権該当行為を許諾する権限があると認識することが、許諾者に責任を発生させる重要な要素になる<sup>104)</sup>。許諾による責任を判断する際は、(i) 許諾者が著作権侵害の手段に対しコントロールを有していたか、当該侵害を予防する権限を有していたか、(ii) 許諾者と実際の侵害者との関係性、(iii) 許諾者が著作権侵害を避けるための合理的なステップをとったか、(iv) 許諾者が著作権侵害の発生又はそのおそれの現実の認識又は擬制的認識を有していたかという4要素が考慮される<sup>105)</sup>。

## ウ ③二次侵害

著作権侵害に該当する物品だと知りながらその物品の取引をする者は二次侵害の責任を負う<sup>106)</sup>。一次侵害と二次侵害の大きな違いは、一次侵害と異なり、二次侵害が成立するためには、主観的要件が必要になるという点にある。

## エ 間接侵害

複製の主体を巡って RecordTV v MediaCorp TV Singaporeが興味深い判決を下している<sup>107)</sup>。RecordTVはインターネット経由で登録ユーザが無料放送のビデオ録画を

可能にするサービスを提供する業者であり、MediaCorpは録画された放送の著作権を有する放送局である<sup>108)</sup>。録画はRecordTVの管理する場所において行われていた<sup>109)</sup>。本件の争点のひとつは複製の主体がRecordTVか登録ユーザであるかであった<sup>110)</sup>。控訴裁判所は、「自らの意思による行為」(volitional acts)を行う者が複製の主体であるとの解釈を採用した高裁の判断を是認し、特定のTV番組の録画を指示する登録ユーザが複製の主体になると判断した<sup>111)</sup>。

類似サービスにおいてサービス提供者が複製対象物の枠を設定していることを重視して、録画の指示をするユーザではなく、サービス提供者を複製主体とする日本の最高裁判決(複製の主体について最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁〔ロクラクII事件〕、送信可能化などの主体について最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁〔まねきTV事件〕)との比較は興味深い<sup>112)</sup>。

## (4) 著作権の帰属

### ア 原則として著作者に帰属

原則として著作者(author)が著作権を保有する<sup>113)</sup>。著作者はあくまで自然人であり、法人が著作者になることはない<sup>114)</sup>。

### イ 職務著作

雇用契約の下、当該雇用条件に従って創作した作品の著作権は、雇用主に帰属する<sup>115)</sup>。

日本では職務著作の規定が適用される場合、「著作者」も法人になる(15条)。その結果、著作者人格権も著作者である法人に帰属する<sup>116)</sup>。これに対し、シンガポールの職務著作の場合、「著作者」が法人になるわけではない。前述

100) Flamelite (S) Pte Ltd v Lam Heng Chung [2001] 3 SLR (R) 610 at [27] - [28] (CA)。

101) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [10.1.21]。

102) 著作権法31条(1)。

103) RecordTV Pte Ltd v MediaCorp TV Singapore [2011] 1 SLR 830 at [44] (CA)。

104) Ong Seow Pheng v Lotus Development Corp [1997] 2 SLR (R) 113 at [35] (CA)。

105) RecordTV Pte Ltd v MediaCorp TV Singapore [2011] 1 SLR 830 at [50] (CA)。

106) 著作権法32条、著作権法33条。

107) RecordTV v MediaCorp TV Singapore [2011] 1 SLR 830 (CA)。

108) RecordTV v MediaCorp TV Singapore [2011] 1 SLR 830 at [3] - [4] (CA)。

109) RecordTV v MediaCorp TV Singapore [2011] 1 SLR 830 at [3] (CA)。

110) RecordTV v MediaCorp TV Singapore [2011] 1 SLR 830 at [15] (CA)。

111) RecordTV v MediaCorp TV Singapore [2011] 1 SLR 830 at [15] - [20] (CA)。

112) 奥邨弘司「まねきTV・ロクラクII事件最判後の著作権の間接侵害論～ネットワーク型サービスの場合に焦点を当てて～」パテント64巻11号(2011)89頁、92-93頁は、ロクラクII事件の検討において、(ア) ユーザの自由は、サービス提供者が設定した複製対象物の枠(=アンテナから入力される放送番組)の中での自由にすぎず、(イ) 当該枠内のもは、いずれもが他人の著作物である、という状況が存在したと分析し、このような状況下ではユーザが自分の意思で録画する番組を選んだとしても、複製権侵害との関係では捨象されてしまう、と指摘する。

113) 著作権法30条(2)。なお、著作権法では「著作者」について、写真に関して「写真を撮影した者」と定義する他には規定がない(著作権法7条(1))。前掲・Susanna Leong at [06.002] 参照。

114) Asia Pacific Publishing Pte Ltd v Pioneer & Leaders (Publishers) Pte Ltd [2011] 4 SLR 381 at [72] (CA)。

115) 著作権法30条(6)。

116) これは比較法的には非常に例外的な立法である(上野達弘「国際社会における日本の著作権法―クリエイタ指向アプローチの可能性―」コピーライト2012年5月号2頁、4-5頁参照)。

のとおり「著作者」は著作物を創作した自然人であって、法人は著作権を有するだけである。

## ウ 雇用されるジャーナリスト

新聞、雑誌、定期刊行物の経営者に雇用される著作者については、雇用条件に従って作成された言語作品、演劇作品、美術作品に関する著作権は経営者に帰属する<sup>117)</sup>。

## エ 業務委託

自らの写真撮影、肖像画の作成、版画の作成を他人に委託した場合、作成された作品の著作権は、①作品の制作に対価性ある約因の下で契約書が存在すること、②作品が契約書に従って制作されたこと、という2要件をみたく場合、委託者に帰属する<sup>118)</sup>。

日本法とデフォルトのルールが反対なので、注意が必要である。受託者が著作権を保有したいときには契約で規定しなければならない。

## オ 契約による修正の可否

なお、当事者の契約でこれらの規定の適用を排除、修正することも可能である<sup>119)</sup>。

## (5) 存続期間

著作権の存続期間は、次のとおり作品の種類によって異なる。

**ア** 言語作品、演劇作品、美術作品(写真を除く)、音楽作品については、著作者の生存期間プラス70年間である<sup>120)</sup>。

**イ** 職務著作の場合も法人に帰属する著作権の存続期間は、自然人である著作者の生存期間プラス70年間なので、注意が必要である。

日本では職務著作の場合、保護期間は公表から50年(53条1項)になる。

**ウ** 未発行作品については、はじめの発行から70年間となる<sup>121)</sup>。

## (6) 特徴的な抗弁

シンガポール著作権法は個別の制限規定を多く規定して

いる<sup>122)</sup>。その上で、フェア・ディーリングという権利制限の一般規定も有している。

なお、日本には権利制限の一般規定は存在しない。

## ア フェア・ディーリング

シンガポールは権利制限の一般規定として次のとおりフェア・ディーリング(fair dealing)を設けている<sup>123)</sup>。

「(1) 本条の条件の下、36条、37条で規定する以外のいかなる目的での言語作品、演劇作品、音楽作品若しくは美術作品のフェア・ディーリング又は言語作品、演劇作品、音楽作品若しくは美術作品の翻案を伴うフェア・ディーリングは著作権侵害を構成しない。」

フェア・ディーリングを構成するかどうかを判断する際に考慮される要素は、(a) 利用の目的及び性格(使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む)、(b) 作品又は翻案物の性質、(c) 作品又は翻案物全体との関連における複製された部分の量及び実質性、(d) 作品又は翻案物の潜在的市場又は価値に対する利用の影響、(e) 通常の商業価格で妥当な時間内に作品又は翻案物を入手することの実現可能性を含むと規定されている。

上記要素(a)から(d)は米国著作権法107条のフェア・ユース規定に、要素(e)はオーストラリア著作権法45条(2)(c)に由来している<sup>124)</sup>。要素(a)に関して、米国で採用されている変容的利用(transformative use)の考え方を採用した裁判例は現在のところ現れていない<sup>125)</sup>。

## イ 素人的認識の抗弁

物品が当該物品の専門家ではない者からみて、美術作品の複製ではないと見える場合、(a) 三次元による物品の制作は、二次元の美術作品の著作権を侵害せず、(b) 二次元の物品の制作は、三次元の美術作品の著作権を侵害しない<sup>126)</sup>。

建築図面に従った建築物を完成させた場合に日本と結論が異なる可能性がある。すなわち、日本の著作権法は建築図面に従って建築物を完成させることを「複製」に該当する旨明示している(2条1項15号口)。これに対し、シンガポールでは平面的な作品を立体的に複製することが「複製」に該当すると規定されている一方で(15条(3))、著作権法69条によって素人的認識によって建築図面から完

117) 著作権法30条(4)。

118) 著作権法30条(5)。

119) 著作権法30条(3)は、当事者の合意により著作権法30条(4)-(6)の適用を排除、修正できる旨規定している。

120) 著作権法28条(2)。なお、写真は、著作者の死後ではなく、第一発行から70年間であるので、注意が必要である(著作権法28条(6))。

121) 著作権法28条(3)。

122) 前掲・Susanna Leong at [09.005]が作品のタイプ毎にどの制限規定が適用されるかを表にまとめている。

123) 著作権法35条-37条、109条。

124) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [11.3.28], [11.3.33]。

125) シンガポールにおいても変容的利用の法理が説得的であると主張する論文として、David Tan, The Transformative Use Doctrine and Fair Dealing in Singapore: Understanding the 'Purpose and Character' of Appropriation Art (2012) 24 SAclJ 832がある。

126) 著作権法69条。

成した建築物を認識できなければ著作権侵害に該当しないことになる。

## ウ 著作権と登録意匠権による重複保護の可否 (いわゆる応用美術の問題)

一言でいえば、著作権と登録意匠権の重複保護は最小限になるような法制を採用している。その中心は74条と70条である。これらは非常に複雑な規定となっているため、以下で詳述する。

日本の裁判所は「純粋美術と同視」できるかどうかを基準として応用美術を著作権法で保護するか否かを判断している<sup>127)</sup>。しかし、著作権法がデザインのどの範囲までカバーするのかについては議論が百出している状況であり、また、意匠法と著作権法の棲み分けについては国際的な標準制度もない、と指摘されるところである<sup>128)</sup>。シンガポール著作権法は意匠法と著作権法との棲み分けについて大胆に線を引いており興味深いモデルといえる。

### (a) 産業デザインの例外 (74条)

#### ①ポイントになる概念

74条は、意匠登録可能な物品が存在することを前提としている。74条を理解する上で注目すべき概念は、「対応意匠」(corresponding design、73条(1)により、「物品に利用されたときに当該作品を複製する結果となる意匠」と定義される)、「産業上利用」(applied industrially)である。

#### ②著作権法74条(1)

著作権法74条(1)は、対応意匠が登録可能で、かつ、意匠登録されている場合について規定している。

具体的には、「美術作品に著作権が存続する場合で、かつ、対応意匠が登録意匠法の下で登録されている……とき、(a) 登録意匠の著作権が存続する間、当該意匠の著作権の範囲内の一切の行為、(b) 登録意匠の著作権の終了後は、一切の関連する意匠及び関連する物品に拡張された当該意匠の著作権が存続していたときになされたならば著作権の範囲内の一切の行為は、当該美術作品の著作権の侵害にならないものとする」と規定している。つまり、意匠登録した場合には登録意匠権に基づいてのみ権利行使できることを定めた規定である。

#### ③著作権法74条(2)

他方、74条(2)は、対応意匠が登録可能であるにもかかわらず意匠登録されていない場合について規定している。

具体的には、「美術作品に著作権が存続する場合、(a) 作品の著作権者により又はそのライセンスにより(シンガ

ポール又はその他の国にかかわらず) 対応意匠が産業上利用され、(b) シンガポール又はその他の国において、当該意匠が利用された物品が販売、貸与又は販売若しくは貸与の申出をされ、(c) それらの物品が販売、貸与又は販売若しくは貸与のための申出若しくは陳列がされた時点で、対応意匠が登録意匠法の下で登録されている物品でない場合、本条(3)……が適用されるものとする」と規定している。

74条(2)の「産業上利用」は著作権規則12条において「50を超える物品に利用された場合」と定義され、さらに「物品に利用」される場合のひとつとして「(印刷、エンボス加工その他の製造過程にかかわらず) 製造過程で当該意匠が物品に利用される場合」をあげている。

効果は2つの期間に分けて規定されている<sup>129)</sup>。まず、物品の販売時又は貸与時から15年間は、当該物品について著作権を行使できない。他の物品については著作権を行使できる。

次に、15年間経過後は、一切の関連する意匠及び関連する物品について著作権を行使できない。つまり、意匠登録可能であるにもかかわらず、物品について意匠登録されていない場合の著作権行使を制限することにより、意匠登録をするインセンティブを与える仕組みとなっている。

### (b) 産業上利用された美術作品の例外 (70条)

#### ①ポイントになる概念

70条(1)は、74条と異なり、美術作品が絵画、彫刻のように専ら美術的性格を有するなど意匠登録できない場合を念頭に置いた規定である。

70条を理解する上で注目すべき概念は「実用品」(useful article、「単に物品の外観を表し又は情報を伝えること以外に、本来的に実用的機能を有する物品」(70条(4))と定義される)、「産業上利用」(applied industrially、74条の定義とは異なる点に留意が必要)、「三次元の複製」(reproductions in 3 dimensions)である。

#### ②要件

70条(1)は、「69条にかかわらず、実用品の制作(当該物品の制作に合理的に必要とされる二次元の複製を含む)がなされた場合、当該実用品の制作又は複製がなされるよりも前に美術作品がシンガポール又はその他の国において産業上利用されていたときは、一切の三次元の実用品の制作は当該美術作品の著作権の侵害にならない」と規定する。

70条(2)は、「産業上利用」について「販売又は貸与の目的で50を超える三次元の複製がなされた場合」と定義

127) 中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007年)144頁。

128) 中山信弘「新たなデザイン保護体系を目指して—デザイン保護法制の横断的検討と論点整理—(1)特集に当たって」NBL 1020号(2014)14頁、15頁参照。

129) 著作権法74条(3)。

している。つまり、70条は美術作品が実用品に三次元的に利用されるときに適用され、平面的な物品に二次元的に利用される場合には適用されない。たとえば、既存の絵画を使ったポストカードやカレンダーを販売する場合には著作権法の保護が存続する。シンガポール登録意匠法ではこれらの意匠は登録できないので、著作権法と登録意匠法の保護の重複が生じないためである<sup>130)</sup>。

#### (c) 74条と70条の適用範囲

74条(2)と70条は重複して適用されうる<sup>131)</sup>。

70条の「三次元の複製」については、2つのカテゴリー、すなわち、①立体的な物品への二次元的な複製と②立体的な物品としての三次元的な複製に分けて考える必要がある。たとえば、①の例としては写真が立体容器の表面に複製されたような場合である。このような立体的な物品への二次元的複製に70条を適用した裁判例がある<sup>132)</sup>。他方で、George Wei教授はこのような場合には「三次元の複製」には該当しないと解している<sup>133)</sup>。70条の「産業上利用」では立体的な物品への二次元的複製がこれに該当するかは文言上明らかでなく、該当しないとの解釈の余地もあると思われる。他方で、74条(2)の「産業上利用」では立体的な物品への二次元的複製も含まれると解するのが文言上自然と考えられるため、74条のほうが適用範囲は広い。また、74条(2)では実際に物品が販売されたことが要件として必要とされるのに対し、70条では物品の販売は要件ではないので、適用場面に差異が出る可能性がある。もっとも、実務上は、物品が販売されているケースが多いであろうから、この点に有意な差は生じにくいかもしれない。

### (7) 著作者人格権 (moral rights)

#### ア 虚偽帰属 (false attribution)

シンガポールでは、著作者に与えられる権利として著作者人格権は規定されていない。そのため、シンガポールでは次に説明する規定に基づく請求の不行使又は放棄を合意することも有効と考えられているようである。

シンガポール著作権法は、次の3つの態様、すなわち、(i) 第三者による作品の虚偽帰属を防ぐ権利、(ii) 改変された作品を改変されていない作品と誤って表明されない権利、(iii) 美術作品の複製の著作者として誤って帰属されない権利について規定している<sup>134)</sup>。

積極的に著作者名を表示する権利ではないため、著作者の立場からすれば、著作物に著作者名が表示されるよう契約において規定することが望ましい<sup>135)</sup>。

虚偽帰属は、日本の氏名表示権(19条)に一応相当する。日本法の公表権(18条)はシンガポールでは著作権(発行権)として保護されている。

#### イ 同一性保持権

シンガポール著作権法では同一性保持権は規定されていない<sup>136)</sup>。そのため、複製権、翻案権の範囲外となる作品の改変、修正などを防ぐためには、契約で対応する必要がある<sup>137)</sup>。題号のみの改変についても明示的な規定がないため、契約で対処しておくことが必要であろう。

日本では題号の改変は同一性保持権の侵害になることが規定されているため(20条1項)、契約に特段の規定がなくとも保護される。

## 5. 登録意匠法

前述のとおり、シンガポールでは著作権と登録意匠権との重複保護を最小限にするモデルを採用しているため、意匠登録の必要性は高いといえる。

### (1) 登録要件

登録意匠法5条(1)は、「新規性ある意匠は、権利者であると主張する者の出願により、その出願において明記される物品に関して登録することができる」と規定している<sup>138)</sup>。この条文は①意匠が登録意匠法の規定する意味での「意匠」であること、②意匠が「新規性」を有すること、③出願人が「意匠登録を受ける権利を有する者」であるこ

130) 登録意匠法7条(3)、登録意匠規則9条。

131) 著作権法70条と74条(2)の双方が主張された裁判例として、Vicplas Holdings Pte Ltd v Allfit International Market Pte Ltd [2011] 2 SLR 739 (HC) がある(結論として裁判所は双方の適用を認めた)。

132) Vicplas Holdings Pte Ltd v Allfit International Market Pte Ltd [2011] 2 SLR 739 at [52] (HC)。

133) 前掲・George Wei, Industrial Design Law in Singapore at [10.3.146]。

134) 著作権法188条-190条。

135) George Wei, The Law of Copyright in Singapore (SNP Editions, 2nd Ed, 2000) at [11.25]。

136) 前掲・Susanna Leong at [12.031]。

137) 前掲・Susanna Leong at [12.031]。前掲・George Wei, The Law of Copyright in Singapore at [11.44] は、複製、翻案を伴わない改変がありうることを指摘する。

138) 登録意匠法5条(1)。

と、④意匠が「物品」に適用されることの4つの要件に分けられる<sup>139)</sup>。

## ア ①「意匠」の定義

「意匠」とは、「工業的過程により物品に適用された形状、輪郭、模様、装飾の特徴」と定義される<sup>140)</sup>。

日本法の「視覚を通じて美観を起こさせるもの」(意匠法2条1項)に対応する文言は登録意匠法には含まれていない<sup>141)</sup>。そのため、肉眼で視認できない形態や外部から見えない形態について日本と差異が生じる可能性がある。

以下のいずれかに該当する場合には「意匠」に含まれない。

### (a) 機能性による除外

物品の形状、輪郭の特徴が専ら物品の果たす機能により決定されるものであってはならない<sup>142)</sup>。

### (b) マスト・マッチ (must-match) の除外

物品の形状、輪郭の特徴が他の物品の不可欠な部分を形成する外観に依存するものであってはならない<sup>143)</sup>。

### (c) マスト・フィット (must-fit) の除外

物品の形状、輪郭の特徴は互いの物品がその機能を果たすためにある物品が他の物品に結合されたり、挿入されたり、囲んだり、装着したりすることを可能にするものであってはならない<sup>144)</sup>。

## イ ②新規性

意匠が新規性を有するものでなければならない<sup>145)</sup>。出願時にシンガポール又は外国において公然知られた意匠は新規性をみとさない<sup>146)</sup>。

## ウ ③意匠登録を受ける権利を有する者

意匠登録を受ける権利を有する者は、デザイナー、つまり、意匠を創作した者である<sup>147)</sup>。

## エ ④物品性

「物品」は、「製造される物品で、(a) 別個に製造及び販売される場合の物品の部品及び (b) 物品の組み合わせを含む」と定義されている<sup>148)</sup>。

製造される物品とは、大量生産に適した方法で製造された物品を意味するため、たとえば、一品製作の職人によるダイニングテーブルは、「製造される物品」に該当せず、意匠登録の対象にならない<sup>149)</sup>。

## (2) 登録意匠権侵害

意匠の登録により、意匠権者には、販売又は貸渡しのため若しくは取引又は営業の目的で使用するために、物品をシンガポールにおいて製造したり、シンガポールに輸入したりする行為、シンガポールにおいて販売、貸渡し、販売若しくは貸渡しのための申出をする行為をする排他的権利が与えられる<sup>150)</sup>。そして、登録意匠権者が排他的権利を有する行為を登録意匠権者の許諾なしに行う行為、シンガポール又はその他の国において登録意匠権者の排他的権利の対象になる物品の製造を可能にするものを製造する行為は、登録意匠権侵害になる<sup>151)</sup>。登録意匠権侵害があるかは次の2段階のアプローチで判断される<sup>152)</sup>。

まず、新規性に関する記載、関連する先行意匠、機能性の除外などから登録意匠の本質的特徴は何かを評価する。

次に、登録意匠と侵害と主張されている意匠を視覚的に比較し、後者がステップ1の結果、登録の本質的部分と考えられる意匠の特徴をすべて取り入れているかを評価する。

比較は意匠を隣に置いてなされる対比的観察 (side by side comparison) のみではなく、時と場所を異にした離隔的観察 (imperfect recollection) でもなされるべきとされる<sup>153)</sup>。

139) 前掲・Susanna Leong at [25.019]。その他、登録には不登録意匠に該当しないことが必要である。たとえば、意匠の公表又は使用が公共の秩序倫理に反するものであってはならない (登録意匠法6条)。また、コンピュータープログラム、電子回路レイアウトデザインは対象に含まれない (登録意匠法7条)。

140) 登録意匠法2条(1)。

141) 前掲・George Wei, Industrial Design Law in Singapore at [2.35] - [2.36] は、現在の登録意匠法は視認性を明示的に要件としていないものの、なお意匠の定義などから視認性が要件とされるかは裁判例の判断が待たれる旨指摘する。

142) 登録意匠法2条(1)(b)(i)。機能性の除外に該当するとされた事例として、Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd v APH Trading Pte Ltd [2005] 2 SLR (R) 641 at [24] (HC)。

143) 登録意匠法2条(1)(b)(ii)。

144) 登録意匠法2条(1)(b)(iii)。マスト・フィットの除外に該当するとされた事例として、Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd v APH Trading Pte Ltd [2005] 2 SLR (R) 641 at [29] (HC)。

145) 登録意匠法5条。

146) 登録意匠法5条(2)。

147) 登録意匠法4条(1)、2条(1)。

148) 登録意匠法2条(1)。

149) 前掲・George Wei, Industrial Design Law in Singapore at [2.13] 参照。なお、「美術工芸品」として著作権法による保護対象になりうる。

150) 登録意匠法30条(1)。

151) 登録意匠法30条(2)。

152) Hunter Manufacturing Pte Ltd v Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd [1999] 3 SLR (R) 1108 at [69] (CA)。前掲・Susanna Leong at [25.078]。

153) Sebel Furniture Ltd v Tiong Hin Engineering Pte Ltd [1998] 3 SLR (R) 690 at [25] (HC)。

### (3) 存続期間

意匠権の存続期間は、出願日から5年間である<sup>154)</sup>。5年毎に延長でき、最長保護期間は15年になる<sup>155)</sup>。

## 6. 特許法

### (1) 登録要件

発明に特許権が付与されるためには、①新規性 (novelty)、②進歩性 (inventiveness)、③産業上の利用可能性 (industrial application) という3つの要件をみとす必要がある<sup>156)</sup>。

#### ア ①新規性

発明が新規性を有するためには、「技術水準の一部を構成しない」必要がある<sup>157)</sup>。技術水準は、優先日となる当該発明のシンガポールでの出願日の時点で判断し、シンガポール内か外国かを問わず、公知文献、公知技術が考慮される<sup>158)</sup>。判断主体は当業者 (a person skilled in the art)、つまり、平均的な技術を有する者である<sup>159)</sup>。

新規性が欠けるか否かは、(a) 先行開示 (prior disclosure) と (b) 実施可能化 (enablement) という2つの要件により判断される<sup>160)</sup>。もし当該出願に特許が認められれば、特許権侵害となる明確な記載を先行技術が含んでいる場合には先行開示があったとされる<sup>161)</sup>。さらに、「先行開示は、後行特許の請求項の対象を特定するだけでな

く、実施可能な開示、つまり、当業者が当該特許を作成できるような方法で開示されなければならない」との原則が採用されている<sup>162)</sup>。

文献の組み合わせ (a mosaic of documents) については、ある文献が他の文献を参照するよう読み手に指示していない限り、複数の文献を組み合わせることは認められない<sup>163)</sup>。

新規性喪失の例外として、秘密保持違反による開示<sup>164)</sup>、国際博覧会での開示<sup>165)</sup>、学会発表<sup>166)</sup>、第一医薬用途の例外 (first medical use exception)<sup>167)</sup>がある。

#### イ ②進歩性

当業者に自明でない場合に進歩性が認められる<sup>168)</sup>。進歩性は量的テストではなく、客観的な質的テストであるため、わずかな進歩性でも特許の付与が認められる<sup>169)</sup>。また、個々の特徴が自明であっても、それらの組み合わせが新しかったり、改善された結果につながったりする場合には進歩性が認められる<sup>170)</sup>。

自明性の評価について、4ステップのアプローチをする通称「ウィンドサーフィン・テスト」が採用されている<sup>171)</sup>。これは、①請求項に記載された発明のコンセプトを特定、②優先日において、問題の技術水準を仮定、③先行技術として引用された事項と本件発明との相違点を特定、④本件発明に関する知識なしに相違点が当業者にとって自明であったかを判断するというテストである。

文献の組み合わせについては、組み合わせが自明でない場合には認められない<sup>172)</sup>。

進歩性を判断する一要素として、商業的成功の考慮が許

154) 登録意匠法21条(1)。

155) 登録意匠法21条(2)。

156) 特許法13条(1)。シンガポール知的財産庁が公表している出願審査ガイドラインとして、IPOS, Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS (2014)がある(以下「IPOS Examination Guidelines」という)。

157) 特許法14条(1)。

158) 特許法14条(2)、優先日について特許法17条(1)。

159) FE Global Electronics v Trek Technology (Singapore) Pte Ltd [2006] 1 SLR (R) 874 at [38] (CA)。

160) 前掲・IPOS Examination Guidelines at [3.4]。

161) Muhlbauer AG v Manufacturing Integration Technology Ltd [2010] 2 SLR 724 (CA)。

162) Merck & Co v Pharmaforte Singapore Pte Ltd [2000] 2 SLR (R) 708 (CA)。

163) Genelabs Diagnostics Pte Ltd v Institut Pasteur [2000] 3 SLR (R) 530 at [26] - [28] (CA)。

164) 特許法14条(4)(a)(b)。

165) 特許法14条(4)(c)。

166) 特許法14条(4)(d)。

167) 特許法14条(7)。

168) 特許法15条。

169) Ng Kok Cheng v Chua Say Tiong [2001] 2 SLR (R) 326 at [16] (HC)。

170) Peng Lian Trading Co v Contour Optik Inc [2003] 2 SLR (R) 560 at [35] (CA)、FE Global Electronics v Trek Technology (Singapore) Pte Ltd [2006] 1 SLR (R) 874 at [45] (CA)。

171) First Currency Choice Pte Ltd v Main-Line Corporate Holdings Ltd [2008] 1 SLR (R) 335 at [41] (CA) (英国のケース Windsurfing International Inc. v Tabur Marine (Great Britain) Ltd [1985] RPC 59を採用)。シンガポールの判例で明確に採用されていないものの、ウィンドサーフィン・テストを明確化したものとして、「Pozzoliアプローチ」がある。前掲・IPOS Examination Guidelines at [4.22] - [4.24]。

172) Martek Biosciences Corporation v Cargill International Trading Pte Ltd [2012] 2 SLR 482 at [55] (HC)。

されている<sup>173)</sup>。

### ウ ③産業上の利用可能性

いずれかの産業において製造又は使用されうるものであれば、発明は産業上利用可能であるとされる<sup>174)</sup>。産業上利用可能性の要件は、永久機関などの確立された物理法則に反するものを特許対象から除くという機能がある<sup>175)</sup>。また、人間、動物に対する手術方法、治療方法、診断方法などの医療行為についても産業上の利用可能性がないとされる<sup>176)</sup>。

この点、日本ではあくまで人間に対する医療行為を産業上の利用可能性(29条1項はしら書き)がないとする取り扱いであり、動物に対する医療行為については特許対象になりうる<sup>177)</sup>。

## (2) 保護範囲

### ア 物の特許

(a) 特許権者は、物の生産、処分、処分の申出、使用、輸入、処分のためにかかわらず物を保管する排他的権利を有する<sup>178)</sup>。そのため、第三者がこれらの行為を特許権者の許諾なく行えば特許権侵害となる。

(b) 特許製品の寿命を延ばすための修理が特許権侵害の対象になる「生産」に該当するののかという問題がある<sup>179)</sup>。この点についてシンガポールでは裁判例はないようである<sup>180)</sup>。

日本ではインクタンク最高裁判決(最判平19年11月8日民集61巻8号2989頁)は、新たな製造にあたるか否かは、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様の他、取引の実情等も総合考慮して判断すべきとの基準を判示している。

### イ 方法の特許

方法の特許は、①方法の使用と②方法から直接得られた

物に分けて規定されている。

#### (a) 方法の使用

特許権者は、方法を使用する排他的権利及びシンガポールにおいて方法の使用の申出をする排他的権利を有する<sup>181)</sup>。

#### (b) 方法から直接得られた物

さらに、特許権者は、方法から直接得られた物の処分、処分の申出、使用、輸入、処分のためにかかわらず物を保管する排他的権利を有する<sup>182)</sup>。

方法の特許の場合、立証責任が転換される場合がある。すなわち、特許の対象が新規な物を取得する方法である場合、(a) 当該物が新規であったり、又は (b) 当該物が当該方法により生産された相当の蓋然性があり、かつ、特許権者が合理的努力をしても実際に使用された方法を特定できなかったりするときは、当該物が当該方法により生産されたものでないことについての立証責任が被告側に課される<sup>183)</sup>。

### ウ 間接侵害、共同不法行為

間接侵害はシンガポール特許法に規定されていない。コモンロー上の共同不法行為(joint tortfeasors)によって他者に対し侵害行為を誘因したり、侵害行為に現実に加担したりする場合に責任が発生する<sup>184)</sup>。

## (3) クレーム解釈

特許法は、発明の範囲について「文脈上他に要求されない限り、当該出願明細書又は特許明細書のクレームにおいて特定される発明であり、場合によってはそれらの明細書の記載及び図面によって解釈される発明であり、特許による保護範囲もそれに応じて決定される」と規定する<sup>185)</sup>。

クレーム解釈については、純粋な文言アプローチではなく、当業者の視点から特許権者が使用した文言の意味を探求する目的論的解釈(purposive construction)が採用され

173) FE Global Electronics v Trek Technology (Singapore) Pte Ltd [2006] 1 SLR (R) 874 at [47] (CA)。ただし、Muhlbauer AG v Manufacturing Integration Technology Ltd [2010] 2 SLR 724 at [104] (CA) は、優れた宣伝、マーケティング、価格設定も商業的成功の要素となりうることから、商業的成功のみが必ずしも新規性や進歩性を決定づけるものではないと判示している。

174) 特許法16条(1)。

175) 前掲・IPOS Examination Guidelines at [8.28]。

176) 特許法16条(2)。

177) 中山信弘『特許法〔第2版〕』(弘文堂、2012年)120頁。

178) 特許法66条(1)(a)。

179) 前掲・Susanna Leong at [19.014]。

180) 前掲・Susanna Leong at [19.015] 以下では英国のケースが紹介されている。

181) 特許法66条(1)(b)。

182) 特許法66条(1)(c)。

183) 特許法68条(1)。

184) 前掲・Susanna Leong at [19.043]。

185) 特許法113条。

ている<sup>186)</sup>。なお、シンガポールでは文言侵害に当たらない場合の均等論 (doctrine of equivalents) は採用されていない<sup>187)</sup>。

日本では最高裁により均等論が採用されており、特許請求の範囲の構成中に対象製品と異なる部分が存在する場合でも、一定の要件をみたすときには、均等として特許発明の技術的範囲に属するとされる (最判平成10年2月24日民集52巻1号113頁〔ボールスプライン事件〕)。

#### (4) 特許を受ける権利の帰属

##### ア 原則的帰属ルール

特許を受ける権利は原始的に発明の発明者又は共同発明者に帰属する<sup>188)</sup>。特許法上、発明者は、「発明を実際に考案した者」と定義されている<sup>189)</sup>。そして、「発明を実際に考案した者」とは、「発明のコンセプトを着想した自然人」をいうと解釈されている<sup>190)</sup>。

##### イ 従業員発明の帰属

従業員発明は次のいずれかの要件をみたす場合、使用者に帰属する<sup>191)</sup>。

(a) 発明が従業員の通常の職務において又は通常の職務外でも特別に割り当てられた職務において行われ、かつ、いずれの場合も職務遂行の結果から発明が合理的に期待される状況である場合。

(b) 発明が従業員の職務において行われ、かつ、発明時点で、従業員の職務の性質上及びその職務の性質から生じる特別な責任により使用者の営業の利益を促進する特別な義務を負う場合。

##### ウ 発明報奨制度の不存在

シンガポールには発明報奨制度はない<sup>192)</sup>。そのため、別途従業者に対し報奨を支払うことなく、発明を使用者に帰属させることも可能となっている。

日本では従業者に相当の対価請求権があり、当事者間に合意があったとしても支払いが不合理と認められた場合に

は、裁判所によって対価の額が決められることになる (35条5項)。

#### (5) 存続期間

特許権の存続期間は、出願から20年間である<sup>193)</sup>。

## 7. 秘密保持違反

特許はいずれ公開されることになるのに対し、秘密情報は秘密が保たれている限り公開されることはないという点でメリットを有する。営業秘密の保護に関する制定法はなく、コモンロー上の秘密保持違反 (breach of confidence) による保護が認められている。

#### (1) 保護の3要件

秘密保持違反の成立には、次の3要件、すなわち、①情報の秘密性 (confidential nature of the information)、②秘密保持義務 (importing an obligation of confidence)、③無断使用 (unauthorised use) の立証が必要になる<sup>194)</sup>。

#### (2) ①情報の秘密性

秘密情報となる情報は多種多様であり、「当事者が秘密として保持する利益を有する一切の情報」が対象になりうる<sup>195)</sup>。つまり、営業上、技術上の情報に限らず、不倫関係など個人的、私的な情報も秘密情報に該当しうる<sup>196)</sup>。また、単に情報やアイデアが単純であるからといって秘密性が否定されることにはならない<sup>197)</sup>。

日本の「営業秘密」の定義である「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」(不競法2条6項)よりも秘密保持違反の対象になる「秘密情報」は広い概念といえる。

186) Bean Innovations Pte Ltd v Flexon (Pte) Ltd [2001] 2 SLR (R) 116 at [19] (CA)、First Currency Choice Pte Ltd v Main-Line Corporate Holdings Ltd [2008] 1 SLR (R) 335 at [26] (CA)、Muhlbauer AG v Manufacturing Integration Technology Ltd [2010] 2 SLR 724 at [22]-[24] (CA)。

187) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [33.3.12]。

188) 特許法19条(2)(a)。

189) 特許法2条(1)。

190) Dien Ghin Electronic (S) Pte Ltd v Khek Tai Ting [2011] 3 SLR 227 at [13] (HC)。

191) 特許法49条(1)。なお、契約による帰属ルールの変更が可能である旨規定されている (特許法50条(4))。

192) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [31.2.3]。

193) 特許法36条(1)。存続期間の延長について特許法36A条。

194) QB Net Co Ltd v Earnson Management (S) Pte Ltd [2007] 1 SLR (R) 1 at [79] (HC)。

195) Vestwin Trading Pte Ltd v Obegi Melissa [2006] 3 SLR (R) 573 at [35] (HC)。

196) X Pte Ltd v CDE [1992] 2 SLR (R) 575 (HC)。

197) QB Net Co Ltd v Earnson Management (S) Pte Ltd [2007] 1 SLR (R) 1 at [79] (HC)。



### (3) ②秘密保持義務

秘密保持義務が発生する場面は大きく分けて、(a) 契約関係がある場合、(b) 契約関係はないものの衡平法上義務が課せられる場合の2種類に整理される<sup>198)</sup>。

#### ア 契約関係がある場合

秘密保持契約など契約において秘密保持義務を規定しておくことで秘密保持義務を課することができる。以下、実務上問題になることが多い雇用契約について詳述する。

##### (a) 雇用期間中

契約に明示の規定があれば契約に従う<sup>199)</sup>。他方、明示の規定がない場合でも雇用期間中は黙示の義務として従業員に秘密保持義務が発生する<sup>200)</sup>。

##### (b) 雇用期間終了後

雇用契約終了後においても、退職した従業員には元使用者に対する黙示の義務として「営業秘密」(trade secrets)、つまり、高度の秘密性を有する情報を使用したり、開示したりしない義務が課せられる<sup>201)</sup>。他方、営業秘密に該当しないその他の秘密情報には黙示の義務は課せられない<sup>202)</sup>。

「営業秘密」に該当するか否かは、(a) 雇用の性格(従業員が常日頃秘密情報を取り扱う場合、より高度の秘密保持義務が課せられる)、(b) 情報自体の性質(様々な事情を勘案し、営業秘密又はこれと同等の保護を求められる高度の秘密性がなければならない)、(c) 使用者が従業員に対し、情報の秘密性を印象づけているか(使用者が単に秘密情報である旨伝えるだけでは十分ではなく、雇用主の情報に対する態度も考慮される)、(d) 関連情報が従業員により開示可能な他の情報と容易に離隔しうるか(秘密と主張される情報がパッケージの一部である場合、パッケージの残りの情報が秘密でないときには情報が本当に営業秘密かの手がかりとなる)を考慮して判断される<sup>203)</sup>。

契約において雇用契約終了後も、秘密保持義務や競業禁止義務を負う旨の制限条項(restraint clause)を入れることが実務上多い。しかし、このような制限条項は原則とし

て無効である<sup>204)</sup>。

制限条項が有効とされるためには、まず、営業秘密や取引関係などの正当な財産的利益があり、かつ、「合理性の二重テスト」(the twin tests of reasonableness)と呼ばれる基準をみたさなければならない<sup>205)</sup>。合理性の二重テストでは①当事者間において合理性があり、かつ、②公益の観点からも合理性があるかがテストされる。

#### イ 衡平法上義務が課せられる場合

たとえば、合弁の交渉の過程で営業上の価値ある秘密情報が提供された場合など、ビジネスの過程で価値ある秘密情報が提供される場合には秘密保持義務が発生しているとされる<sup>206)</sup>。

### (4) ③無断使用

原告は、被告により使用された情報と原告が保護を求めたい秘密情報との因果関係を立証しなければならない<sup>207)</sup>。

## 8. 救済手段

### (1) 差し止め

各種権利侵害の救済手段として侵害行為に対する差止請求権が認められている<sup>208)</sup>。

### (2) 損害賠償請求、利益計算

#### ア 特許権

##### (a) 特許権侵害に基づく損害賠償請求

特許権者は、特許付与後に特許権侵害があった場合、損害賠償請求をすることができる<sup>209)</sup>。

##### (b) 出願公開後の損害賠償請求

特許権が付与される前であっても、特許出願が公開され

198) 前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [40.1.1].

199) Tang Siew Choy v Certact Pte Ltd [1993] 1 SLR (R) 835 at [16] (CA)。

200) Tang Siew Choy v Certact Pte Ltd [1993] 1 SLR (R) 835 at [16] (CA)。

201) Man Financial (S) Pte Ltd v Wong Bark Chuan David [2008] 1 SLR (R) 663 at [85] (CA)。

202) Man Financial (S) Pte Ltd v Wong Bark Chuan David [2008] 1 SLR (R) 663 at [83] (CA)。

203) Man Financial (S) Pte Ltd v Wong Bark Chuan David [2008] 1 SLR (R) 663 at [83] (CA)。

204) CLAAS Medical Centre Pte Ltd v Ng Boon Ching [2010] 2 SLR 386 at [42] - [44] (CA)。

205) Smile Inc Dental Surgeons Pte Ltd v Lui Andrew Stuart [2012] 4 SLR 308 at [19] (CA)。

206) Stratech Systems Ltd v Nyam Chiu Shin [2005] 2 SLR (R) 579 (HC)。

207) Stratech Systems Ltd v Guthrie Properties (S) Pte Ltd [2001] SGHC 77。

208) 著作権法119条、商標法31条、特許法67条(1)。パッシングオフについてAlteco Chemical Pte Ltd v Chong Yean Wah (trading as Yamayo Stationery Manufacturer) [1999] SGHC 186 at [36]、秘密保持違反についてVestwin Trading Pte Ltd v Obegi Melissa [2006] 3 SLR (R) 573 at [33] (HC)。

209) 特許法67条(1)(c)。

た時点以降は、損害賠償請求をすることができる<sup>210)</sup>。なお、差止請求はできない。

日本の補償金請求権(65条)とは異なり、警告は必要とされない。ただし、善意侵害(後述)との関係から通知をすることが有効である。

#### (c) 利益計算 (account of profits)

原告は、被告が侵害行為から得た利益について返還を請求できる<sup>211)</sup>。なお、裁判所は、損害賠償請求と利益計算を同時に認定することはできない<sup>212)</sup>。

#### (d) 善意侵害 (innocent infringement)

侵害時において特許の存在を知らず、かつ、知るべき合理的理由もなかった場合、損害賠償請求及び利益計算による救済は与えられない<sup>213)</sup>。なお、善意侵害は、差止請求に対する抗弁にはならない。

善意侵害の抗弁を否定するためには、製品に特許番号まで付す必要がある<sup>214)</sup>。

日本にはない制度のため、注意を要する。根拠なき威嚇に該当しないよう留意しながら侵害の疑義がある場合、特許権者は、善意侵害の抗弁を否定するために速やかに通知を出す必要がある。

## イ 著作権

通常の損害賠償の他、懲罰的損害賠償の一種である追加的損害賠償 (additional damages) という規定がある<sup>215)</sup>。また、法定損害賠償も可能である<sup>216)</sup>。具体的には、各侵害された著作物について \$1 万を超えない額で、最大 \$20 万が認められる。

## ウ 商標権

侵害行為によって被った損害について損害賠償請求をすることができる<sup>217)</sup>。損害賠償に算入していない侵害行為

について利益計算を求めることもできる<sup>218)</sup>。また、偽造商標 (counterfeit trade mark) の場合には、法定損害賠償も可能である<sup>219)</sup>。具体的には、偽造商標が使用された商品又はサービスの種類毎に \$10 万を超えない金額で、最大 \$100 万まで請求できる。

## エ 登録意匠権

侵害行為によって被った損害について損害賠償請求をすることができる<sup>220)</sup>。なお、登録意匠権侵害については法定損害賠償、追加的損害賠償は認められていない<sup>221)</sup>。

## (3) 根拠なき威嚇

権利侵害である旨の主張を受けた者はそのような主張に根拠がなければ、根拠なき威嚇 (groundless threats) に基づき、①威嚇が正当化されないことの確認判決、②威嚇の継続に対する差止め、③損害賠償請求をすることができる<sup>222)</sup>。以下、特許権の場合を詳述する。

原則として、原告は威嚇がなされたことを立証すれば、被告が (a) 威嚇の対象となった行為が特許権侵害を構成すること及び (b) 原告により特許が無効とされないことを立証しない限り、根拠なき威嚇が成立する。威嚇をした当事者の特許が無効と判断されれば、威嚇は正当化されない<sup>223)</sup>。

日本では特許権者が侵害と主張する物品の製造者ではなく、その取引先に対し侵害を告知する行為について製造者が不競法2条1項14号の不正競争行為にあたるとして争われることが多い。他方、根拠なき威嚇に基づく請求はあくまで告知を受けた者自身がなすという点で日本と場面が異なる。第三者に対する告知については悪意による虚偽告知 (malicious falsehood)、名誉毀損 (defamation) に

210) 特許法76条。

211) 特許法67条(1)(d)。

212) 特許法67条(2)。

213) 特許法69条(1)、登録意匠法39条(1)、著作権法119条(3)。なお、著作権法における善意侵害は損害賠償に対する抗弁のみであり、利益計算に対する抗弁にはならない。商標法において善意侵害は規定されていない。

214) 特許法69条(2)、登録意匠法39条(2)。

215) 著作権法119条(2)、著作権法119条(4)。追加的損害賠償を認めた事例として、Ong Seow Pheng v Lotus Development Corp [1997] 2 SLR (R) 113 at [56] (CA) (認容額 US\$10 万)、New Line Productions Inc v Aglow Video Pte Ltd [2005] 3 SLR (R) 660 at [112] (HC) (認容額 \$9 万 9940)。

216) 著作権法119条(2)(d)。考慮要素について著作権法119条(5)は、(a) 侵害行為が商業的性質かそれ以外かなど侵害行為の性格及び目的、(b) 侵害の悪性、(c) 原告が被った又は被るおそれのある損害、(d) 被告の得た利益、(e) 訴訟前、訴訟中における当事者間の行動、(f) その他の同種の侵害行為を抑止する必要性などを考慮すると規定する。法定損害賠償を認めた事例として、PH Hydraulics & Engineering Pte Ltd v Intrepid Offshore Construction Pte Ltd [2012] 4 SLR 36 at [87] (HC) (1 著作物当たり認容額 \$5000 で、合計認容額 \$2 万 5000)。

217) 商標法31条(2)(b)。

218) 商標法31条(3)。その他の場合、損害賠償と利益計算を同時に命じることはできない(商標法31条(4))。

219) 商標法31条(2)(d)及び商標法31条(5)(c)。考慮要素について商標法31条(6)。

220) 登録意匠法36条(2)(b)。

221) 前掲・George Wei, Industrial Design Law in Singapore at [2.288]。

222) 著作権法200条(1)、特許法77条(3)、商標法35条(2)、登録意匠法44条(2)。

223) ASM Assembly Automation Ltd v Aurigin Technology Pte Ltd [2010] 1 SLR 1 (HC)。

基づく請求はありうる<sup>224)</sup>。

例外として、処分のための生産若しくは輸入又は方法の使用については、根拠なき威嚇に基づいて訴訟を提起することはできない<sup>225)</sup>。また、特許の存在を通知すること自体は根拠なき威嚇を構成しない<sup>226)</sup>。

#### (4) 刑事罰

著作権侵害及び商標権侵害については刑事罰が定められている<sup>227)</sup>。他方、特許権侵害、登録意匠権侵害、秘密保持違反については刑事罰の対象にされていない<sup>228)</sup>。

#### (5) 税関での水際措置

著作権と商標権については権利者がシンガポール税関(Singapore Customs)に対し書面による通知をすることで、水際差止め(border enforcement)が可能である<sup>229)</sup>。ただし、税関による差止め後、異議申立人は、侵害品の輸入手続きに関する侵害訴訟の提起をする必要があり、訴訟提起しない場合には差止めが継続されない<sup>230)</sup>。

日本では税関による水際差止手続と民事訴訟の提起はリンクしていないため、シンガポールの制度は日本と大きく異なる設計といえよう。

## 9. おわりに

本稿の執筆は、特許庁の加藤範久審査官からの叱咤激励により実現した。ここに記して心より感謝を申し上げたい。もっとも、抗弁、ライセンス、競争法と知財法、民事訴訟法の特徴的制度など紙面の限りから論じられなかった点も多い。自分なりのIPマスタープランを策定し、今後もシンガポール知的財産法に関する寄稿を行っていきたい。

## profile

木村 剛大 (きむら こうだい)

2007年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会、ユアサハラ法律特許事務所入所)

2013年2月から同年5月

ダンジガー・ダンジガー・ムーロー法律事務所(ニューヨーク)にリーガル・インターンとして勤務

2013年5月 Benjamin N. Cardozo School of Law卒(法学修士、知的財産法専攻、Dean's Merit Scholarship 授与)

2013年8月から2014年9月

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所(シンガポール)に外国法弁護士(日本法)として勤務

2014年10月 ユアサハラ法律特許事務所に復帰



224) Sin Heak Hin Pte Ltd v Yuasa Battery Singapore Pte Ltd [1995] 3 SLR (R) 123 (HC) (商標権者がディーラーに対し、原告(Sin Heak Hin)の輸入するバッテリーは偽物である旨告知を行った事案で、原告による悪意の虚偽告知及び名誉毀損に基づく請求を認めた)。  
225) 特許法77条(4)、登録意匠法44条(3)、商標法35条(1)。販売、販売の申出などの生産、輸入以外の行為に対する警告は特許法77条(4)の対象外であることを判示する判例として、Bean Innovations Pte Ltd v Flexon (Pte) Ltd [2001] 2 SLR (R) 116 at [14] (CA)。  
226) 特許法77条(5)。同様の規定として、著作権法200条(2)、商標法35条(5)、登録意匠法44条(4)。  
227) 著作権の一次侵害について著作権法136条(3A)、著作権の二次侵害について著作権法136条(1)(2)(3)、商標権侵害について商標法46条。  
228) 特許権侵害について前掲・Ng-Loy Wee Loon, Law of Intellectual Property of Singapore at [35.2.1]。登録意匠権侵害について前掲・George Wei, Industrial Design Law in Singapore Note 503 at [2.288]。  
229) 著作権法140B条、Copyright (Boarder Enforcement Measures) Regulations、商標法82条、Trade Marks (Boarder Enforcement Measures) Rules。IPOSウェブサイトにて水際差止めに関する統計情報が掲載されている。  
230) 著作権法140H条、140I条、商標法88条。